

厚生産業委員会 重点取り組み事項

取り組み事項	担当課からの回答（令和元年6月30日現在）	委員会としての結果
①学童保育所待機児童の解消 （子ども育成課）	民間資源を活用した学童保育所新設、保育必要面積の有効活用や小学校の大規模改修に伴う受入児童数の拡大などにより、待機児童解消に努めてきました。これまでと同様に、学童保育所の新設を第一としながらも、サマー学童保育所、放課後ルーム、ランドセル来館事業、放課後子ども教室などの事業を充実させ、学童保育所の待機児童解消、子どもたちの居場所づくりに努めていきます。令和2年4月に定員70人の錦第四学童保育所（仮称）を開設予定ですが、短期的に待機児童を解消するのは困難な状況です。	提供された資料を、これから各自、問題意識を持って、委員会や一般質問等、さまざまな場で活用していく。
②子ども食堂の市内一覧マップの作成（福祉総務課）	平成30年7月の時点において、地域福祉コーディネーターが把握している子ども食堂としては16か所あります。 その運営方法はまちまちで、開催日は、月1回や、長期休みに合わせて実施するもの、会場は児童館、自治会集会所、飲食店等を利用するもの、費用は無料も有料もあります。いずれも地域の有志の人々に支えられているものであり、任意で実施されている状況です。 地域福祉を推進する施策を通じて、地域のネットワークの更なる充実を図る中で、子ども食堂の安定した活動につながるよう支援していくとともに、各団体等の個別の活動状況や周知活動などを把握し、問い合わせがあれば、お住まいの近くのエリアで活動されている団体等をご紹介していきたいと考えています。 活動されている団体等の多数が、定期的で継続的な活動が可能となった時点で、活動団体等からのご希望があれば、協働によるマップ作成等について検討させていただくことが可能になると考えています。	子ども食堂の個別事情（非公開で身近な方と運営している）などもあるので、主催者側の御了解をいただいた上で、マップとして周知していただきたい。

取り組み事項	担当課からの回答（令和元年6月30日現在）	委員会としての結果
③児童虐待防止への対応（子ども家庭支援センター）	【組織的対応】 平成18年度に立川市子ども支援ネットワーク（児童福祉法で規定する「要保護児童対策地域協議会」）を設置。代表者会議や実務者会議、ブロック会議等を開催。 【通告専用電話】 平成23年度にオレンジリボンダイヤル（☎042-528-4338）を開設。 【通告時の対応】 虐待の通告があった場合は、速やかに緊急受理会議を開催。原則48時間以内に児童の現認を確認。 【啓発】 「児童虐待防止マニュアルー関係機関用ー」を平成18年度、24年度に発行。令和2年度の子ども支援ネットワークの代表者会議に改訂版を提案。 「支えあって子育てを 児童虐待防止マニュアル（市民用）」を平成18年度、24年度に発行。また、平成30年10月に「保護者の体罰禁止」を入れたものを作成する。 【人材育成】 関係機関向けの職員に対して「虐待防止、相談対応力強化研修」を実施。 新たな取り組みとして、立川警察署と情報共有、連携を強化するために「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定」を締結する予定。 立川警察署との協定については、本年（30年）7月に締結予定。	児童虐待への対応は、市ではなかなか完結ができない非常に難しい問題であり、今回いただいた資料をもとに、議員が各自課題として取り組んでいく。